

岡崎市都市政策部建築指導課からのお願い！

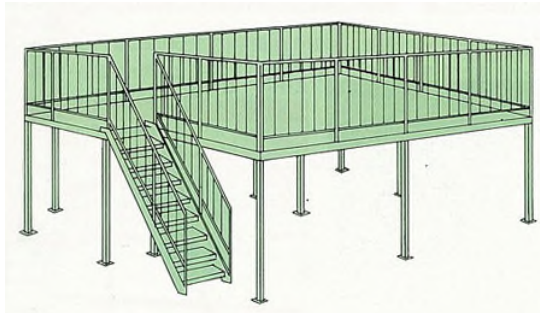
増築を計画される方へ



増築をされる際は、**建築士等**へご相談ください。

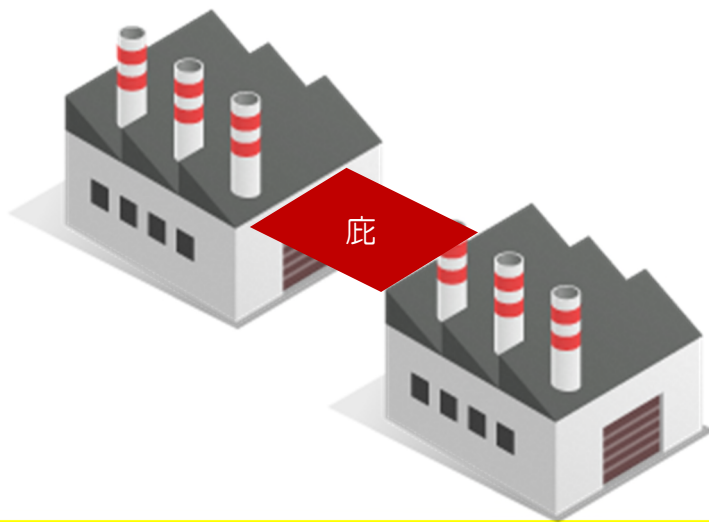
中2階をつくる場合

倉庫や工場内に中2階を設置する場合は、階及び床の増床とみなされ、建築確認申請が必要になるほか、避難経路の確認や建築物全体の構造上の安全性の検証が必要になります。また、床面積が増えることにより建築設備が新たに必要となったり、屋根や床について、一定の性能が必要とされることになります。



渡り廊下など屋根を設置される場合

空いている敷地に屋根やテントを架けて使用する場合も、増築とみなされ、建築確認申請が必要となり、中2階を設置する際と同様に規制がかかります。



ルール違反になると

法令に違反している建築物は、**所有者自らの責任で直さなければいけません。**

増築工事は慎重に計画しましょう

(違反建築物の所有者等には、厳しい処分や法的な罰則が科せられる場合があります。)

○建築基準法に関する相談
建築指導課建築審査係
Tel 0564-23-6332

○改善に関する相談
建築指導課監察指導係
Tel 0564-23-6816